

腰越行政センター等電気工作物保安管理仕様書

(委託業務の内容)

第1条 受託者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 自家用電気工作物の維持及び運用について定期的な点検を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について委託者に報告すること。
 - (2) 前号の定期的な点検のほか、委託者が実施した巡視点検等における異常発生の有無を問診し、異常があった場合にはその箇所を点検すること。
 - (3) 電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき、とるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (4) 絶縁監視装置の動作電流が50mA以上発生している旨の警報を連続して5分以上又は5分未満の警報を繰り返し受信した場合又は委託者から警報を発生した旨の連絡があった場合は、受託者は委託者に当該電気工作物の状態を確認するとともに、必要に応じ保安業務従事者が点検を行うなど、別紙2の「絶縁監視装置及び警報発生時の対応に関する説明書」により適切に対処すること。
 - (5) 自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、委託者の了解を得てその都度点検を行い、必要に応じて受託者が一部又は全部の停止等の措置を行うこと。
 - (6) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (7) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (8) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、委託者の通知を受けて、工事期間中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。
 - (9) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、委託者の通知を受けて、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。
- 2 前各号の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物は、委託者は受託者の意見をきいて点検を電気機器製造業者等の専門業者に依頼するものとし、委託者は受託者に点検及び結果の記録を提示し、受託者は必要に応じて委託者に助言するものとする。

なお、使用機器及びそれに付随する配線器具等については、委託者は自主的に安全の確認を行い、善良な管理に努めるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及びその他の設備等
- (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 委託者の業務上の都合等により、受託者が容易に立ち入りできない場所に設置された機器等
- (8) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(点検項目等)

第2条 仕様書第1条第1項第1号に基づく定期的な点検は別表1によるものとする。

- 2 仕様書第1条第1項第8号に定める工事期間中の点検は別表2によるものとし、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が竣工状況、技術基準等に基づき適正に行われるよう自家用電気工作物の工事期間中は毎週1回以上行うものとする。
- 3 仕様書第1条第1項第9号に定める竣工検査は別表2によるものとし、前項の工事が完了した場合に受託者が検査又は他の者が実施する検査について技術基準等に適合し保安上支障がないことを確認するものとする。

(委託者及び受託者の協力義務)

第3条 委託者は、受託者が保安全管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定し

た事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

- 2 受託者は、保安全管理業務を誠実にを行うものとする。

(委託者及び受託者相互の通知)

第4条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに受託者に通知するものとする。

- (1) 電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
 - (2) 経済産業大臣が電気事業法第107条に規定する立入検査を行う場合
 - (3) 自家用電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - (4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完了した場合
 - (5) 平常時及び電気事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - (6) 責任分界点又は需要設備の構内を変更する場合
 - (7) 委託者及び事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - (8) 契約に基づく権利義務の承継があった場合
 - (9) 絶縁監視装置（電話連絡方式）が警報を発した場合
 - (10) その他必要な場合
- 2 受託者は、次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとする。
 - (1) 受託者の執務時間内における受託者への連絡方法
 - (2) 受託者の執務時間外における受託者への連絡方法
 - (3) その他必要な事項

(連絡責任者等)

第5条 委託者は、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、前項に変更が生じた場合は、受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安全管理業務に原則として立ち合わせ、点検結果を確認するものとする。
- 4 委託者は、需要設備の設備容量が6000kVA以上となった場合、連絡責任者として第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者を選任するものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 受託者は、保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、事業場の担当者（以下「保安業務担当者」という。）には、保安業務従事者から指名するものとする。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じて他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、委託者の求めに応じて提示することとする。
- 4 保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 受託者は、保安業務担当者及び第2項に該当する保安業務従事者を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知するものとし、委託者はその内容を確認することとする。また、変更の場合も同様とする。

(実施日程等)

第7条 受託者は、仕様書第1条第1項第1号に定める業務について、あらかじめ委託者に対して実施予定日時を次のとおり通知することとする。

(1) 月次点検（主として運転中の施設の点検）については、実施予定日の前日まで

(2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検）については、実施予定日の2週間前まで

- 2 委託者は、前項の実施予定日時を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、委託者受託者協議の上、新たな日時を定めるものとする。
- 3 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、受託者が行うことができるものとする。

(事業場内の立入り等)

第8条 委託者は、受託者が保安管理業務を行う場合、仕様書第6条の保安業務従事者であることを面接等で確認し、委託者の事業場内に立ち入りさせることができるものとする。ただし、この場合において受託者は、委託者の服務規律を尊重するものとする。

(記録の確認等)

第9条 受託者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

- 2 委託者は、受託者が実施した点検等の記録を確認するものとする。
- 3 受託者は、委託者が巡視点検等を実施した場合には、その結果について問診及び記録を確認し、必要に応じてとるべき措置を報告するものとする。

(記録の保存)

第10条 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者受託者双方において3年間保存するものとする。

- 2 受託者は、絶縁監視装置を設置した事業場にあつては、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとする。

(損害賠償の免責等)

第11条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は受託者が報告、助言した事項について、委託者が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- (2) 委託者が法令又は契約に違反したことにより損害を生じた場合
- (3) 仕様書第4条第1項に掲げる委託者から受託者への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) 契約に基づいた作業において、受託者の作業不手際によらず委託者の所有する電気設備若しくは機器等が故障した場合
- (5) 密閉箇所及び隠蔽箇所等により構造上点検できない箇所が故障した場合
- (6) 委託者の都合により点検できない電気設備若しくは機器等が故障した場合
- (7) その他受託者の責めとならない事由により損害を生じた場合

(絶縁監視装置の設置等)

第12条 委託者受託者協議の上、受託者が所有する絶縁監視装置を設置する場合は、委託者の事業場内に設置するものとする。

- 2 委託者は、受託者が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設を利用する場合は便宜を供するものとする。
- 3 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- 4 絶縁監視装置の保守は受託者が行うものとし、その費用は、受託者が負担するものとする。
- 5 委託者は、受託者の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。
- 6 委託者が絶縁監視装置を毀損又は紛失した場合、受託者は装置費用を請求できるものとする。
- 7 絶縁監視装置の警報を委託者の加入電話回線を利用して受託者の事業所に通報する場合の電話料は、委託者が負担するものとする。

(絶縁監視装置の撤去)

第13条 受託者は次の場合に絶縁監視装置を撤去するものとする。

- (1) 委託契約に基づき絶縁監視装置の契約を更改する場合
 - (2) 委託契約を失効又は解除した場合
 - (3) 委託者の自家用電気工作物が絶縁監視装置による監視が困難となった場合
 - (4) 別紙1に定める「経済産業省告示に基づく信頼性の高い需要設備の要件」を満たさなくなった場合
- 2 前項により絶縁監視装置の撤去が必要となった場合は、委託者は受託者が速やかに撤去作業ができるよう便宜を供するものとする。
 - 3 絶縁監視装置の撤去作業に要する費用は、原則として受託者が負担するものとする。

(備品等の整備)

第14条 委託者は、受託者と協議の上、委託者の負担において保安全管理業務に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

以下余白

経済産業省告示に基づく信頼性の高い需要設備の要件

信頼性の高い需要設備とは、次の（１）から（５）までの要件のすべてに適合する需要設備をいいます。

- （１）構外にわたる高圧電線路がないもの
- （２）柱上に設置した高圧変圧器がないもの
- （３）高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
- （４）保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
- （５）責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

以下余白

絶縁監視装置（自動無線通報方式）

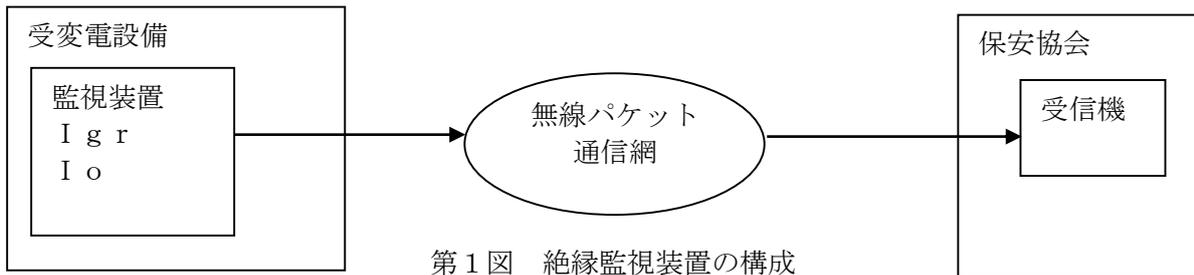
絶縁監視装置及び警報発生時の対応に関する説明書

1. 装置の構成

絶縁監視装置の構成は第1図のとおりです。

受変電設備に設置する絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）及びその信号を受信する関東電気保安協会に設置してある受信機より構成されます。

受信機で警報を受信した場合は3. 「警報発生時の対応」により対応いたします。



第1図 絶縁監視装置の構成

2. 絶縁監視装置の性能

(1) Igr 方式（対地静電容量の大きなお客さまに使用します。）

ア 変圧器のB種接地線に監視用の基準信号を注入し、対象電路からB種接地線に還流してくる漏洩電流を検出用変流器で検出し監視用信号成分を分離抽出します。

イ 抽出された信号成分を静電容量抑圧回路で抑圧し、対地絶縁抵抗に起因する電流を使用電圧に換算した後、警戒レベル警報（50mA）、特別警戒レベル警報（200mA）と比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。

ウ 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。

(2) Io 方式（対地静電容量の小さなお客さまに使用します。）

ア 変圧器のB種接地線に設置した検出用変流器より検出される漏洩電流を整流増幅して、

警戒レベル警報値（50mA）、特別警戒レベル警報（200mA）と比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。

イ 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。

(3) 受信機

監視装置からの信号情報を受信すると、受信日時、警報の状態及びお客さま情報を表示するとともに、記憶装置に記録しブザー等で警報を知らせます。

受信信号の種類及び内容は第1表のとおりです。

第1表 受信警報の種類

種類		警報内容
発生 (連続)	警戒	50mA以上の漏洩電流が発生（連続）したことを示す。
	特別警戒	200mA以上の漏洩電流が発生（連続）したことを示す。
	その他	監視装置異常、通信異常などの状態が発生（連続）したことを示す。
多発警報		各警報の漏洩電流が断続的に発生したことを示す。
継続警報 [※]		各警報の漏洩電流が継続的に発生したことを示す。

※監視装置の電源停止などの警報の場合には、発生及び連続の警報を受信し、対応を行います。

(4) 機器の保守

監視装置の各機器は、毎年1回動作試験を行います。

3. 警報発生時の対応

お客さまに設置された監視装置からの信号を当協会の受信機が受信した場合は、関東電気保安協会は第2表の対応基準により対応します。

第2表 警報発生時の対応基準

警報の種類	対応基準
連続多発	自家用電気工作物の異常の有無を電話で確かめるとともに、必要に応じ速やかに点検を行う。
継続	自家用電気工作物の異常の有無を電話で確かめるとともに、速やかに点検を行う。

以上

別表 1

点検項目
(絶縁監視装置設置)

月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	区分開閉器 引込線等 架空電線、支持物 ケーブル	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○※	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
		動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電 力 用 コ ン デ ン サ 及 び リ ア ク ト ル	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	母 線	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	そ の 他 の 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
絶 縁 診 断 測 定			○	○	
配 電 盤 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○	
	絶 縁 診 断 測 定		○	○	
	保護継電器動作特性試験		○	○	
	継電器と遮断器等との連動試験		○	○	
	計 器 校 正 試 験			○	
	電 圧 、 負 荷 電 流 測 定	○	○	○	
受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○	
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	○	

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
配 電 設 備	配 電 線 路 〔 架空電線、支持物 ケーブル 〕	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
	断 路 器、遮 断 器 開 閉 器、変 圧 器 計 器 用 変 成 器 電 力 用 コ ン デ ン サ そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定		○	○
		内 部 点 検			○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		始 動 試 験	○	○	○
		機 関 保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
	発 電 機 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器 配 電 盤 制 御 装 置 等	外 観 点 検	○	○	○
		継 電 器 と の 連 動 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験		○	○
		制 御 装 置 試 験		○	○
	そ の 他 は 受 電 設 備 に 準 ず る				
蓄 電 池 設 備	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 電 装 置 付 属 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
負 荷 設 備	配 線、配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
		絶 縁 監 視		常 時	

注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

3 年次点検は1年に1回行います。ただし、年次点検Aにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同

等の点検又は、過去の実績を確認した場合は、一部を省略することがあります。

4 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、省略することがあります。

5 ※を付した項目は、停電範囲により実施しないことがあります。

6 変圧器二次側以降の低圧電路の絶縁抵抗測定及び漏えい電流測定は、絶縁監視装置の監視により当該の点検にかえることがあります。

以下余白

別表 2

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点 検 項 目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継電器の動作特性試験		○
		継電器との連動試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
受・配電盤		外 観 点 検	○	○
		シ ー ケ ン ス 試 験		○
接地工事	接地線、保護管等	外 観 点 検	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外 観 点 検	○	○
配電設備	電線路	引 込 線 に 準 じ る	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外 観 点 検	○	○
		始 動 ・ 停 止 試 験		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
		インターロック試験		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外 観 点 検	○	○
		電 圧 測 定		○
		比 重 測 定		○
		温 度 測 定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
配電線路	電線路、電源供給器等	外 観 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○

注) 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

【別紙】

施設名	設備容量	備考
腰越行政センター	350KVA	
深沢行政センター	400KVA	
大船行政センター	250KVA	
玉縄行政センター	175KVA	
鎌倉消防署	330KVA	
大船消防署	87.5KVA	
深沢出張所	95KVA	
野村総合研究所跡地基地局	25KVA	
中央図書館	325KVA	